

○通商産業省告示第七百八十三号

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条第四項の規定に基づき、輸入貿易管理規則第二条第四項に規定する入出力装置に係る基準を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、平成十二年通商産業省告示第八十九号（輸入貿易管理規則の規定に基づき通商産業大臣が告示で定める入出力装置に係る基準を定める件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

平成十二年十二月二十日

通商産業大臣 平沼 赳夫

輸入貿易管理規則第二条第四項に規定する入出力装置に係る基準

輸入貿易管理規則第二条第四項に規定する入出力装置は、次の機能を備えたものでなければならぬ。

【最終改正】令和元年七月一日同第四十六号

一 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が交付する入出力装置用ソフトウェアを用いて、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機から

入手した輸入二号承認申請様式、輸入承認申請様式、輸入承認・割当申請様式、輸入二号承認内容訂正申請様式、輸入承認内容訂正申請様式又は輸入割当申請様式に入力できる機能

二 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格 X ○ 二 ○ 一 及び X ○ 二 ○ 八 に規定する図形文字を使用できる機能

三 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機と通信できる機能